

『軽減税率導入へ具体案公表 年末の大綱へ一政府税調』

与党税制協議会はこのほど、消費税の軽減税率について論点整理を行い、対象品目の8案、及び区分経理のための4案を示した。7月以降に行う業界団体などからのヒアリングを踏まえて議論を進め、年末の税制改正に盛り込むことを目指す。

対象分野については、まず飲食料品分野に絞った8つのパターンを提示。消費税1%あたりの減収額は、すべての飲食料品を対象とした場合の6,600億円から、「米、みそ、醤油」あるいは「精米」と限定した場合の200億円まで幅が広い。

他方、軽減税率導入に伴って、買手が請求書等を保存し仕入税額控除を行っている現行の区分経理事務を見直すとし、次の4つが示された。A) 区分経理に対応した請求書等保存方式 B) A案に売手の請求書交付義務等を追加した方式 C) 事業者番号と請求書番号を付さない税額別記請求書方式 D) EU型インボイス方式 C), D) については、買い手側が軽減税率を標準税率として請求書等に記載させ、納付税額を過少申告する不正の発生が、A), B) と比べ相当少なくなると考えられる。免税事業者からの仕入れについては、税額控除を認めない制度であるため益税は生じない。

自民党税調では今後、飲食料品以外の分野でも議論を始めたいとしている。

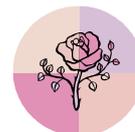
『☆☆コラム☆☆ 本物の繁盛店』

小さな庭で四季咲きのバラを栽培している。毎年4月頃、最初の花の蕾をたくさん付けるが、各枝に蕾を一つだけ残して摘んでいる。こうすると年数回、数は少ないが立派な花を確実に咲かすのである。

さて、店舗に来るお客様をバラの花に譬えてみる。各店舗には客層（客の職業・年齢・所得・嗜好等）の特徴がある。時々、駅前や観光地等で行列客を見掛けるが、その多くはテレビや雑誌等で紹介された店舗である。行列客はそれまでの客層とは違うお客様が多い。バラであれば、大小無数の蕾が付いたような状況かもしれない。

このように偶々マスコミで取り上げられたりして、これまでと異なる客層が押し寄せてくる場合がある。店主が一時的な現象と認識して従来からの品揃えや接客法を守れば問題ないが、繁盛店になったと勘違いして接客や価格等を変えて利益の丸取りを狙うと危険である。付いたバラの蕾を全部咲かせるようなもので、咲き具合は余り良くない。押し寄せる現象が去った後、従来の固定客が減少してしまうこともある。

漁業で良い漁場というものは幼魚を保護したり、たくさんの魚が集まっても収穫量を制限したりするから長く維持出来る。本物の繁盛店は、自店の客層を常に認識し、継続的な集客力を大事にしている。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます。